とちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務委託公募型プロポーザル実施要領

１　事業の趣旨・目的

栃木県は、県土面積の約 54%を森林が占め、その豊かな森林は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の公益的機能や木材生産機能の発揮を通じ、私たちに様々な恩恵をもたらしている。

栃木県では、こうした大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、とちぎの元気な森づくり県民税及び国の森林環境譲与税（以下、「両税」という。）を活用し、森林の整備等を進めてきた。

令和８(2026)年１月には、森林の現状や、森林の持つ公益的機能、両税の取組等について、一括して効率的に分かりやすく掲載するとちぎの元気な森づくりポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）を開設したところである。今後は、県民及び事業者が必要な情報を、ポータルサイトを通じて発信するとともに、森林ボランティアへの参加や森づくり基金への寄附など、県民参加による森づくりの取組につなげていくこととしている。

しかしながら、これまで両税の取組に関する認知度向上のため、テレビ・新聞等を活用した普及啓発事業を実施してきたが、「とちぎの元気な森づくり県民税の名称や目的を知っている」人の割合は、令和７（2025）年度時点で 39%（目標：50%）となっており、特に 20～30 代の割合は７%程度と極めて低く若年層の認知度向上が課題となっている。

そこで、本業務では、両税の若年層への普及啓発を目的に、デジタルマーケティングの手法を用いた広告配信を行う。

２　業務概要

（１）　業務名

とちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務

（２）　業務内容

別紙「とちぎの元気な森づくりデジタルプロモーション業務委託仕様書」のとおり

（３）　契約期間

契約締結日から令和９(2027)年３月 31 日（水）まで

（４）　委託料上限額

3,179,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（５）　担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501　栃木県宇都宮市塙田１－１－20　栃木県環境森林部環境森林政策課

電話　028-623-3294　FAX　028-623-3259

電子メール　kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp

３　参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定する者に該当しないこと。

（２） 栃木県物品調達等競争入札参加資格等(平成８年栃木県告示第 105 号)に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。

（３） 参加表明書及び企画提案書受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年３月 12 日付会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（４） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

（５） 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第２条第１号又は同条第４号の規定に該当する者でないこと。

（６） 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

４　プロポーザル実施の手続き

（１）実施スケジュール

ア　実施要領等の公表

令和８(2026)年９月 14 日（月）

イ　実施内容等に関する質問書の提出期限

令和８(2026)年９月 18 日（金）17 時必着

ウ　実施内容等に関する質問に対する回答

令和８(2026)年９月 29 日（火）

エ　参加表明書及び確認書の提出期限

令和８(2026)年 10 月２日（金）17 時必着

オ　企画提案書の提出期限

令和８(2026)年 10 月 13 日（火）17 時必着

カ　書面審査

令和８(2026)年 10 月中旬（予定）

キ　審査結果の通知・公表

令和８(2026)年 10 月下旬（予定）

（２）実施要領等の配布

上記２（５）の担当所属で配布するほか、栃木県ホームページ（入札・公売）からダウンロードすること。

※URL(https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/index.html)

（３） 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式１）により電子メールにより提出すること。

ア　受付期間：公募開始日～令和８(2026)年９月 18 日（金）17 時必着

イ　質疑方法：電子メールにより２（５）に提出すること。

ウ　回答期日：令和８(2026)年９月 29 日（火）

エ　回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

（４） 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式２）及び確認書（別記様式３）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア　提出期限：令和８(2026)年 10 月２日（金）17 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ　提出場所：２（５）

ウ　提出方法：持参（平日の９時～17 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和８(2026)年 10 月６日（火）17 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

（５） 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア　企画提案書の用紙は、原則としてＡ４版用紙を使用することとし、Ａ３版用紙を使用する場合には、Ａ４版サイズに折り込むこと。また、カラー印刷とすること。

イ　企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

（ア）企画提案内容（目的、効果、訴求ポイント等）

（イ）実施計画及び全体スケジュール

（ウ）業務遂行人員体制

（エ）類似業務の実績

（オ）見積額（総額、内訳、諸経費、消費税を明記すること。）

ウ　企画提案書は１者１提案とする。

エ　企画提案書の提出部数は、６部（正本１部、副本５部）とする。

なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ　提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本を１部提出すること。

なお、見積書は、必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

（６）企画提案書等提出書類の取扱い

ア　提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ　企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ　県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ　企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ　参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ　企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク　提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ　企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ　企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

５　審査方法等

（１）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（２）審査方法

企画提案書、見積書等について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

（３）契約候補者の選定方法

ア　失格者を除いた者のうち、（２）による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。

イ　総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

ウ　ア、イに関わらず、各選定委員による評価の合計点の平均点が 60 点未満の場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定しない。企画提案者が１者の場合も同様とする。

（４）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア　提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ　本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ　見積書の金額が２（４）の委託料上限額を超える場合

エ　評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ　評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

６　選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、下記項目について栃木県ホームページ（入札・公売）に公表するとともに、担当所属において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

（１）契約候補者の名称、評価の総合点及び選定理由

（２）（１）以外の参加者の数及びそれぞれの評価の総合点

ただし、参加者が２者の場合、次点者の評価の総合点は公表しない。

７　契約手続

（１）契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

（２）契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

（３）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

（４）本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に変わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。

なお、電子契約による締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。ただし、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

８　業務の適正な実施に関する事項

（１）　業務の一括再委託の禁止

委託契約を締結した場合、受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

（２）　個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（３）　守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても、同様とする。

附　則

この要領は、令和８(2026)年９月 14 日から施行し、委託業務の契約を締結した翌日にその効力を失う。